法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

「書房義塾に関する規程」（府令）の制定過程 ： 台湾公学校の設置との関連において

OHAMA, Ikuko / 大浜, 郁子

(出版者 / Publisher)
法政大学国際文化学部
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
異文化. 論文編 / Bulletin of the Faculty of Intercultural Communication, Hosei University Ibunka
(巻 / Volume)
7
(開始ページ / Start Page)
97
(終了ページ / End Page)
126
(発行年 / Year)
2006-04-01
(URL)
https://doi.org/10.15002/00002003

Hosei University Repository

「書房義塾に関する規程」（府令）の制定過程
——台湾公学校の設置との関連において——

大浜郁子
OHAMA Ikuko

はじめに

本稿は、日本の統治初期における台湾総督府の書房対策への政策決定過程を明らかにするものである。これまでの研究では、日本の統治全体にわたる通史的な書房の変遷の考察や、書房の教育内容、教師に関する考察が行われてきた[1]。遡れば、総督府による書房の実態調査もある[2]。これらの先行研究が主に書房の実態に即して考察しているのを踏まえた上で、本稿では、初発の時点で、日本側の当局者が直面していた問題は何かを明らかにしたい。

一般的に、総督府による書房対策は、第一期、台湾公学校の設置（1898年）から台湾教育令の発布（1918）まで、第二期、台湾教育令の発布（1919年）から書房の開設禁止（1931年）まで、第三期、書房の開設禁止（1932年）から書房廃止（1943年）まで、の三期に分けられる。

本稿では、第一期のなかでも特に、台湾公学校[3]が設置された時点における書房対策について考察する。書房への具体的な対策が検討されたのは、台湾公学校令（勅令）によって、公学校の設置が具体化されることとパラレルな関係にあったからである[4]。学校経営費の多くを受益者負担と定めていた公学校は、各地で就学者を増加させる必要に迫られるが、旧来の初等教育機関である書房への就学者数は、公学校に比べて圧倒的に多数であった。ここ

Hosei University Repository

に、日本側当局者が、公学校を設置するにあたって、書房への対策をはかる要因があったのである。

第1章 「書房義塾に関する規程」案の制定まで

1 台湾公学校の設置と旧来の教育機関の調査

台湾総督府初代学務部長伊沢修二は、国籍選択の最終期限の日（1897年5月8日）を機に「此五月八日迄はいざ知らず、今日となりては、台湾の人民は悉く日本国民であるのに」、書房や義塾で「支那皇帝の欽定せられたる所の教則に依って、支那皇帝の御名を奉じて、教授をして行く方法」で、「教育をやって行くといふことは、到底国法の許すべからざること」と演説した[5]。

それまでの「言語不通」を解消するための応急処置的な日本語教育を中心とする教育から、「新領土」の「新国民」を育成するための本格的な教育へと移行させるべく、伊沢は初等教育機関である、公学校の設置を具体化する。その際に問題となったのが、旧来の教育機関の存在であった。

日本統治以前の台湾には、儒学・書院・社学などの官立系の教育機関と、民間の教育機関である民学の書房や義塾が存在した。しかし、「清朝時代の府県儒学、書院、義塾等官立に属するものは、我国の領有と共に全部廃絶に帰し、たゞ民間の書房義塾のみが、依然として初等教育に従事し」[6]ていた。

義塾は、教師を招く余裕のない貧家の有為な子弟に、機会を与えるために特設されたもので、官民の義捐によって運営されていた[7]。そのため、民間の義捐による義塾の方は存続したのである。

書房は、「内地の所謂寺子屋に酷似せるものにて、台湾に於ては重要なる初等教育の機関たりしものなり」[8]といわれた。書房は、民学、私塾、学堂、または書館と称され、その起源は明らかではない。台湾の研究は、鄭氏政権下の重臣陳永華が「永暦一九年（康熙四）八月台湾の各社に民学を設け、子弟を教育した」[9]ことを、その始まりとしている。

書房の設立目的は、読み書きの教授することと、科挙試験の歳試（県試・

Hosei University Repository

府試・学政試の三次試験）の準備をすることであった。前者を小学生といい、年齢は7才から15、6才を対象とし、後者を大学生といい、年齢は20歳から30歳位を対象とした。設立主体は、教師自身が開設するもの、地域の有志が寄り合い教師を招くもの、富豪が教師を招いて子弟及び一族を教授させるもの、の三種があり、大半は第一の種類であった。総督府の調査統計によれば、1898年には書房数1,707、教師1,707であり、一般に一書房一教師という規模で運営されていた。運営費は、生徒の入学金（贄儀）、各家庭の経済状況に応じた授業料（束脩）、端午・七夕・中秋・重陽・清明・冬至などの節句の節義（節銭）、入学金や授業料を金銭で支払わない場合に物品を提供する供膳、などで賄われていた。

書房教師に資格制限はなく、貢生、廩生、生員、童生等の資格を有する者や、また考試を経ない者もあった。

学期は、旧暦の正月から12月中旬まである。また、修業年限に制限はなく、小学生は2、3年から4、5年、長くても7、8年で、大学生は10年以上かけて修業していた。教育内容は、読み書きには三字経、四書など中国古典の素読を中心に習字、作文、尺牘が行われ、四書五経などの経書を学ぶ「経学」系と文芸作品を学ぶ「芸文」系の両方が取り入れられていた[10]。

存続していた書房や義塾について伊沢は、「丸で何もない所に、教育を施すといふことならば、是は又さう六ヶしいことでもありますまい。全く一種の新たなる教育を持て行くことも出来ませうけれども、既に此の如きもの[書房や義学]が成立つて居る所に、一つの教育を施して行かなければならぬといふのが、唯今の台湾の有様であります」[11]と、すでにある前提に対する対応の難しさを語っている。

2　総督府内の調査員による答申

総督府による旧来の教育機関の調査は、総督府の内部文書である「台湾総督府公文類纂」によれば、台湾領有直後から伊沢を中心に開始されている。学務官僚による調査のなかでも、1896年（明治29）10月23日付で民政局長水野遵宛に提出された民政局属木下邦昌による学事視察復命書[12]は、書房

Hosei University Repository

について詳細な調査が行われたことを明らかにするものである。

木下復命書の内容は、「学事上一般の景況」、「書院及官立に係れる義塾の設置」、「書房の設置」、「修業年限　附学年及休業日」、「学科課程」、「教科書」、「教授法　附毎日の教授時間」、「教師　附考試」、「就学督責及各学校生徒数」、「校舎　附体操場」、「経費」、「生徒の謝金及酬物」、「教師の収入」、「結論」、の14項目にわたる梗概が記され、8月29日から9月24日までの視察日誌も収録されている。その結論は、次のような内容である。

「本国的の観念」を現地住民の子弟に教授するには、①「先つ現今書房にて用ふるところの教科書を速に訂正」する。例えば、元号を光緒から明治に訂正することや、『三字経』中の「崇清的に記せる支那歴史」の箇所を削除すること。②設置予定の師範学校に、講習科を設置して「官費を以て書房の教師を講習し、漸次日本語の一科をも書房に加へしめ」る。そして、「一方には、本島従来の慣例を参酌して学制を立て、地方の状況に応して漸次に之を実施」する。それは、書房の由来は古く「教育上功績甚大なるもの」があり、これを今廃止すると「必ずや本島施政上の妨害」となる。これにかわる「教育所」を設立することは困難である。今後、台湾に学制を布くことがあっても「書房は旧に依り之を存し、唯之を改良する方策を期せられんことを希望」する。

書房の教師に日本語講習を行ない、書房の教科目に日本語を加えるという意見は、後述するように、学務課の採用するところとなる。書房を廃止するのではなく、改良する方向を提案しているのは、おそらく統治初期における激しい武力闘争の中にあって、地域住民の抵抗が必至であることは避ける傾向があったのであろう。

伊沢の後任となった第二代学務部長児玉喜八[13]が、伊沢との協議を経て作成した「児玉事務官滞京復命書」[14]には、「第七 書房義塾に関する規程」という項目があり、次のように記されている。

本島の普通教育は、公学校令を布き以て完全なる教育を施行する方針なりと雖、之を僻陬に普及せしむること容易の業にあらす。故に、従来存続の書房義塾に取締法を規定して漸次に内地語を科せしめ、不知不識の間に

Hosei University Repository

於て内地の政教風俗に感受せしめ以て他日の基礎を作為すへし。之れ本規程の発布を要する理由なり。

この復命書からも、公学校を普及させるためには、書房や義塾が、「取締法を規定して」監督しなければならないほどの存在であったことがわかる。

次は、1898年2月24日付の公学校令案（勅令案）の諮問に対する、総督府内の調査員藤田捨次郎[15]の答申であるが、この答申には、書房への意見が多く含まれているため、その内容を考察する。藤田答申は、『沿革誌』にも収録されており、その主な内容は、次の通りである[16]。

書院を再興して、従来の教科目以外に「国語を兼修」する者、或いは従来の書房を合併して郷学を設置する者は、「国語教師の派遣を官に請う」こと。その場合、「該教師の俸給は官より支給」することにする。以上の書院、郷学には、「進歩の程度に応し」て、「国語」で講習する実用学科を課すこともある。また、書院には2名以上、郷学には2名以下の学務委員を選定し、「之を監督し、成るへく不就学の児童なからしむるを期せしむ」こと。

この答申からは、藤田が、旧来の教育機関の存続を前提に、これらの教育機関の、教員資格や、その経費、教育内容、学務委員の設置などの充実を図ることを主張していることがわかる。藤田の答申には、『沿革誌』に収録された部分以外にも、興味深い事項があるので、それを次にみていきたい。

①「書院、書房は台民に在て孔孟の教の模型造られたものとするが故に、之を再興せしめ、之を奨励するは大に民意に投するものなり」とし、故に学務当局者が「新教育」を主張するあまりこれらを排除するならば「独り台澎教育界の惑乱のみならず施政上の障害と」なる。このような認識から、書房教師について、「内地」の小学校設置の際、寺子屋の師匠を小学校教師としたことと同様に、書房教師を小学校教師として[日本本国の出先機関である総督府の]「味方」にする必要がる、と主張している。台湾における小学校は、「内地人」子弟を対象に設置される予定であったため、同校に書房教師を採用するという柔軟な発想は注目される。

②「或る学者の建議に曰く、語学を教ふるならは官話を教へよ。国語を学ばしめるの益に愈ると。此建議たる未た容易に同意し難しと雖も、蓋し亦味ふ

Hosei University Repository

べきの一言たり。国語と官話との応用孰れが広きやと問はゝ、残念ながら国語を狭しとせさるを得ず。日本人が嶋人根情を棄て、真に大国民たらは先つ台澎の民心を服し、即ち心に日本臣民た[数字分破損]而して其最も早く通暁し易き官話なり、或いは英語を課するも亦一理なり」としている。　語学教育について、「国語」と「[北京]官話」の普及度を比較して、「日本人が嶋人根情を棄て、真に大国民」となれば、「官話」や「英語」を教えることも「亦一理なり」としている点は、日本語教育のみにとらわれない独創的な主張である。

③「其編制、教則及ひ学齢を定め、体操場を設けしむる如きは、暫く地方の状況に応して適宜之を定むることとし、府令等を以て一律の制を布くへきに非す」、「学校経済も亦暫く地方の自治に任せ、予算決算共に政府より干渉せさるを可とす」とも主張している。これらは、地方の自治を重視した意見である。

④教科目は、「殊に留意を要す」として、「新教育に授くるの時間は、最初は半部以内に止むへし。半部は書房教師の句読を授くへし」と主張している。書房教師の句読を盛り込むのは「各地国語伝習所に於て漢籍を加へる為め、人気博せしもの其例[一字分破損]なり」と理由を述べている。この意見からは、伝習所と書房との競合関係をうかがい知ることができる。

最後に「要するに書院を再興し、書房を利用しつゝ国語の普及を図るを以て今日学政の方針とすへし。御諮詢に係る公学校令は、規則としては間然する所なしと雖とも、現在の場合に於て残念ながら尚早を感す」と総括している。藤田は、旧来の教育機関を活用して「国語」の普及を図ることを主張し、公学校令に関しては時期尚早と判断している。

藤田の答申については、『沿革誌』も「勿論この案は採用されなかったが、民間の事情に通ぜる調査係の案だけに、当時の社会情勢に即せる点もあり、その後公学校と書房が常に対立的立場に立ったのも、幾分這般の実情を無視した結果と思われる」[17] と書いているように、実際に何が現場でおこっていたのかをうかがわせるに足る答申である。

Hosei University Repository

第2章 「書房義塾に関する規程」案（照会案）の成立

1 学務課における「書房義塾に関する規程」（照会案）の作成

総督府の調査員らによる旧来の教育機関の調査をも踏まえて、学務課において「書房義塾に関する規程」案[18]（以下、照会案と略記する）が作成されることになる。

1898年1月14日に作成された照会案の原義は、「書房義塾に関する規程」（以下、「書房規程」と略記する）を制定する理由を、次のように記している。

「本島に於ける一般人民の教育は、書房及義塾に於て施行の姿に有之候処、其教育方誠に不完全にして且本国語の如きは之を教授するもの殆んと無之候間、書房及義塾に関する規程を発布し之か改良を促し、漸次普通教育の基礎を作らしむる様致度」、各地方長官へ諮問をする。別紙には、「書房義熟（ママ）に関する規程」案（照会案）が添えられている。照会案については、【表】の通りである。内容は、設置目的、教科目、教科目細則、授業管理及衛生、教科書、教科目の認可、施行細則の七項目である。

学務課において作成された照会案は、そのままでは府令とはなり得ず、書房や義塾が存在する各地域の実情を把握している各地域の長の意見を諮問する必要があった。

Hosei University Repository

【表】「書房義塾に関する規程案」（照会案）と「書房義塾に関する規程」（府令）比較表

照会案		
条　数	項　目	内　　容
第一条	目　的	本令は、書房義塾を改良し、漸次普通教育の基礎を作らしむるを以て目的とす。
第二条	教科目	書房義塾の教科は、概して従前の慣例に依るへしと雖、漸次本国語を加設すへし。
第三条	教科目細則	書房義塾の教科に本国語の科目を加設するときは、左の細目に依り之を教授すへし。但、教授時間は一日二時間以上たるへし。 音韻の性質、仮名の用法、言語の種類、簡易なる会話及話文、言語の典則及応用、日常の会話及問答、話文普通文及日用書類
第四条	授業管理及衛生	書房義塾に於ては、成るへく授業時間及休憩時間を一定し、教師は常に生徒の動作に注意して風儀を矯正し、且衛生上には殊に留意して、生徒の健康に妨害なからしむるを要す。
第五条	教科書	教科用図書は、従前の慣例に依よるものの外、台湾総督に於て教育上須要と認むる書籍を以て生徒必修の教科に定むることあるへし。
第六条	教科目の認可	書房義塾の教科に、本国語を加設したるときは、教師より弁務署長を経て県知事庁長に届出つへし。
第七条	施行細則	本令の施行に関する細則は、県知事庁長之を定むへし。

Hosei University Repository

府　令		
条　数	項　目	内　　容
第一条	目　的	此規程は、書房義塾を改良し、漸次公学校の教科に準せしめ併せて風儀を矯正するを以て目的とす。
第二条	教科目	書房義塾の教科は、概して従前の慣例に依るへしと雖、漸次国語及算術の科目を加設すへし。
第三条	授業管理及衛生	書房義塾に於ては、成るへく授業時間を一定し、教師は生徒の動作に注意して風儀を矯正し、且衛生上には殊に留意して、生徒の健康に妨害なからしむるを要す。
第四条	教科書	教科用図書は、従前の慣例に依るものの外、台湾総督に於て教育上須要と認むる書籍を以て生徒必修の教科書に定むることあるへし。
第五条	教科目の認可	書房義塾の教科に、国語及算術の科目を加設したるときは、塾主より弁務署長を経て県知事庁長に届出つへし。
第六条	指揮監督	書房義塾は、弁務署長の監督に属す。
第七条	報告義務	書房義塾の塾主は、毎年三月三十一日までに、前期開学中に於ける生徒の入退学及年齢、父兄の職業並学業の進度を調査し、弁務署長に報告すへし。
第八条	補助金	授業管理及衛生等特に優等なる書房義塾には補助金を支給することを得。
第九条	施行細則	此規程施行に関する細則は、知事庁長之を定め、台湾総督に報告すへし。

「台湾総督府公文類纂」明治三十一年、永久甲種、第十七門教育及学術（請求番号00255―22）、明治三十一年、永久甲乙種、追加二、第十七門教育及学術（請求番号00316―24）、「官報」（明治31年11月25日）、より作成。

Hosei University Repository

2 「書房義塾に関する規程」案に対する各地方長官の答申

1898年1月17日付で、総督府は照会案について、各地方長官に諮問をしている。

照会案への各地方長官の答申は、「書房義塾に関する御諮問に付、回答の件」[19]（以下、「要領」と略記する）にまとめられている[20]。地方長官らの答申は、彼らの答申すべてが「要領」に採録されているわけではない。採録されなかった意見ににこそ、地方長官らが当時の社会の実態をどのようにみていたのかの実情が表れていると思われるのため、採録されなかった意見をもみてみたい。

（1）諮問に最初に応えたのは、台南県知事磯貝静蔵[21]である。磯貝の答申は、1898年1月31日付で作成されている。

i 「一の制裁ある令達を発せられ、本国語を教授する教師に相等の補助、給与無之候ては、到底何等の効果をも奏し難」い。

ii 「現在書房義塾の教師にして本国語に通せる者は殆んと皆無之有様」であり、「如何に本国語の科目を編入せしめんと致候とも到底見込無之」。

iii 「一の制裁を付すとは、右書房に本国語を教授すへき義務を法律上負はしむるの意」であり、この制裁は、現況では「各書房に不少影響を及し書房頻々として生し、却て文化を退くるの恐可有之候」、また「相当の補助を与ふるとは、国語伝習所卒業生其他本国語に熟通せる者にして書房を開き本国語を教授する場合に、之に補助金を与ふる等の儀」であり、この方法は「或は幾分の効果を奏し得らるゝ儀と被存」る。

iv 教科書の選定については、1896年11月21日付の具申書に述べた通りである。

磯貝は、前述のように、2年前に、日本的精神を涵養するための書籍を漢文に編集して、それらを書房で必修の書とすべき旨の具申書を提出していた。この意見は、当時の学務部の採用するところとなっている。

v 台南県は、すでに県報第75号により「先つ台南市街の書館（四三）に本国語の一科を加へしむることと致し、巡回教師を以て教授せしめ、漸次管内へ普及の見込」である。

Hosei University Repository

vi 書房義塾は、「地方により其状況異にし、一定の規定に従はしむるは却て学事の改良を阻碍可致乎と思量致候間、唯大体の方針に付、準則は格別、其施行上等の規程は地方官に一任せられ府令等を以て画一に規定せらるゝか如きは未た其時機に無之」。

磯貝台南県知事の答申は、「要領」に、①「本国語を教授する書房には、補助金を与ふる事としたし」、②「漢文にて本邦の国体等を記載せる書を頒布したし」、③「府令にては単にその大体上の事を定めらるゝ事としたし」、と三点にまとめられている。

磯貝答申は、一定の規定を定めることが学事改良の妨げになるとしている点が興味深く、教科書の漢文訳や、巡回教師による「国語」の教授を実施している点などは、学務課に採用されている。

（2）2月8日付で台中県知事村上義雄[22]より民政局長曽根静夫宛に答申が出された。

i 「本県に於て今日の趨勢上各書房より必ず国語教員派遣の請求」があるため、教師の給与問題解消のためにも、「仮に国語伝習所の卒業生を以て其需用に充て」る。

ii 「漸次内地教員をして巡回教員とし又は監督教員として土人教員の上に置き、漸次改良」を促すと、日本人教師と現地人教師とに格差を設けることを主張している。

村上の答申は、「国語伝習所の卒業生を各書房に派遣する考なり」、「内地人の教員をして巡回せしめ、以て書房の教員を監督せしむる考なり」と、「要領」にほぼそのまま採録されいている。

（3）2月12日付で、台東庁長相良長綱[23]より民政局長曽根静夫宛に答申が出された。書房義塾の改良を行うには「勢ひ本国語を能くする者を聘用せしめさるを得す、随て之をよう要する経費の点に至り困難を生するは自然の義」であるため、「実際に於ては当分行はれ難く」、「将来国語伝習所卒業生等を続出するに際しては十分の効果を奏すへくと思考致し候」としている。「要領」には「別に異議なし」とあり、非常に消極的な答申のようである。しかし、相良の答申からは、書房義塾の改良の必要性は認めつつ、現状からして、改

Hosei University Repository

良を行う教師の確保と、そのための経費の問題が課題であることがわかる。

（4）2月15日付で、鳳山県知事木下周一[24]より民政局長曽根静夫宛に答申が出された。

「先つ是か実行の任に当るへき善良の教師と適当の教場を得るを要す」。教場は、「従来、書院或は義塾設立したる例に倣ひ、此際、誘導して各地方幾けの小学房を合併し、其地方に於て適当の場所を選定し以て教授に管理に衛生に支障無き教場を開設せしむるの方針を取らは、漸次に本目的を達し得られ可申と相考候」。教師養成は、各県に師範学校を設置するか、或いは、国語伝習所甲科生中の教師志願者の修業年限を延長して、教育上必要の学科を加へること、とする。

木下鳳山県知事の答申は、ほぼそのまま「書房は之を合併して、改正せん事を要す」、「国語伝習所甲科生中教員志望の者は、其の修業年限を延長し、必要の学科を加へて教師を養成する事としたし」と「要領」にまとめられている。

（5）2月17日付で、新竹県知事桜井勉[25]より民政局長代理事務官杉村濬宛に答申が出されている。「所轄国語伝習所長の意見も参酌致し」て作成された桜井答申は、「書房義塾に関する規程修正案」と題した別紙が、逐条形式になっており、各項には制定理由が付されている。その主な内容は、次の通りである。

第二条は、「本国語の下に（及算術）を加へたし」。「算術は、処世上必須の芸能なるのみならず心意錬磨上に於ても亦心意の体操術と称せらるゝ主要の教科」であり、「教育上の基礎を定むるに当り本国語と共に漸次加設せしむるは蓋し其当を得たるもの」である。

第三条は、「書房義塾の教科に本国語又は算術を加設する時は、左の細目に依り本国語は一日二時間以上、算術は一日一時間を教授すべし」とし、細目は「本国語　音韻の性質、仮名の用法、日常の会話、話文・普通文及日用書類」、「算術　実物の計方及加減乗除、珠算の加減乗除及応用、簡易なる計算」とする。

理由は、照会案の「簡易なる会話」と「日常の会話及問答」とは、総括し

Hosei University Repository

て「日常の会話」とすれば、重複をさけることができる。また、照会案の「言語の種類、言語の典則及応用」は、仮令細則を規定しても、「概括分解等の高等心力尚未だ充分に発達せざるの児童、特に此等の心力に於て比較的缺乏の遺伝ある土人子弟に向ひて規則的に此等の教授をなすも無意味にして、徒に倦厭の情を惹起せしむるに過ぎざるは実例の之を証して余ある所なり」。そのため、「国語」も算術もその綱領のみを細目とすべきである。

第四条は、照会案の「殊に留意して」の下に、「運動を奨励し」と加える。

第五条は、「教科用図書は、従前の慣例によると雖も、台湾総督に於て教育上不適当と認むるものは其使用を停止し又従前慣例外の書籍と雖、須要と認むる者は別に之を規定して生徒必須の教科書となすことあるべし」とする。「従前慣用の書籍中、聖諭広訓の如きは清朝の詔勅を集めたるものにして、此等のものを依然講読せしむるが如きは、新領土の教育上大に考慮を要すべきもの」であり、他にも類似の書籍があると推測されることが修正を求める理由である。

その他に、次の条項を加える必要があると主張している。

(一) 書房義塾を開設せんとするものは左の各項を具し、所轄弁務署長を経由して知事庁長の認可を受くべし。其之を変更せんとするときは亦同じ。

書房義塾の名称及位置、教師の履歴、教科目及教科用書、生徒の概数

理由は、書房義塾の開廃を自由勝手に委することは改善の道ではない。現在開校中の書房を閉校させることは許されなくとも、新たに開校予定の者には、教師の「品性学識才幹等に於いて大に詮衡をなし、其濫設を防ぎ且つ教科目の適当を」はかるためである。

(二) 書房義塾を廃止せるときは、其事由を具し、所轄弁務署長を経由して知事庁長に届出つへし。

(三) 書房義塾に於て左の祝日祭日に当るときは休業をなし、敬意を表す。

四方拝、元始祭、孝明天皇祭、紀元節、春季皇霊祭、神武天皇祭、秋季皇霊祭、神嘗祭、天長節、新嘗祭

「要領」には、①「書房の教科に算術を加へしめたし」、②「教科書は従前の慣例あるものと雖も、教育上不穏当と認むるものは、其の使用を停止せし

Hosei University Repository

められたし」、③「書房の設置に就きては認可を受けしめ、其の廃止は之を届出しむることゝしたし」、④「祝日大祭日には休業して敬意を表せしむべし」、の四点にまとめられている。

（6）2月22日付、台北県知事橋口文蔵[26]より民政局長代理事務官杉村濬宛に出された答申の主な内容は、次の通りである。

i　第五条の必修教科書を定めることは適当である。

ii　書房義塾は「現存の侭に為し置き」、公学を開設すべきである。

iii　街庄の公学校設置が不可能な地域には、国語伝習所甲科卒業生以上の者に書房を開設させ、「官より保護を加へ漸次に教育を普及改良」すべきである。

「要領」では、①「生徒必修の教科書を定むることは、適当の方案なり」、②国語を教授せしむることは、行われ難し」、③「書房の改良より、寧ろ努めて公学を開設したし」、④「公学を開設することを得ざる地方には、官より保護を加えて、国語伝習所の卒業生に書房を開設せしむる事としたし」、の四点にまとめられている。

五県三庁に宛てた諮問に、四県一庁の答申をうけた後、3月8日付で、民政局長後藤新平は未答申の地域（嘉義県、澎湖庁、宜蘭庁）へ督促状を発送した。それを受けて、早速対応したのは澎湖庁であった。

（7）3月11日付で、澎湖庁長冨田禎二郎[27]より答申が出された。

「当管下は本島各地と自ら事情を異にし、人民概して順良なれば、右御草案之如きも能く其主趣を諭すに於ては実施上差支有之間敷候得共、尚詳細之儀は別紙意見書之通有之候条」とし、別紙は逐条形式で、照会案への意見が述べられている。第二条と第三条以外の条文に意見はなく、第二条については、「各書房をして一時に本国語を教授するの教師を得せしむること至難の情況あるを以て適当の教師を得る処より其実行を始め、漸次其人を得るに従ひ実施致たし」、第三条については、「授業時間及休憩時間を一定することに於ては意見なし。尚、我大祝祭日を以て学校の休日となし以て我母国を追慕するの観念を発起することを養生せん」と主張している。

「要領」には、「我祝日大祭日を以て学校の休日と定められたし」、「其他別

Hosei University Repository

段の意見なきか如し」と、まとめられている。

澎湖庁は、島嶼地域という台湾本島各地とは異なる事情があり、また、公学校の設置地域外に指定されていた。こうした事情もあり、冨田答申は、全般にわたる内容にはなっていないのかもしれない。

（8）「書房義塾に関する規程案意見、教諭総数全体に意見あり。是非採納を望む」という電報を嘉義県知事磯貝静蔵が発している。この磯貝は、先述した台南県知事の磯貝と同一人物である[28]。3月14日付の嘉義県知事代理書記官永田巌から後藤新平宛に「書房及義塾に関する規程案意見書」が提出されている。その主な内容は、次の通りである。

第一条は「本令に於て書房と称するは、本島人の設立に係る私立学校を謂ふ」とする。第一条を修正する理由は、

i　照会案では、義塾を含めているが「由来義塾は旧清政府時代に於て地方官の弁理設立に係り、官立の性質を有したるものなるを以て今の時代に至つては斯る設立なきは明白」であり、「私立としては書房の外決して義塾と称する慣行あるなし」ために、「本案に於て「書房規則」と改め」る。

ii「書房を改良し普通教育の基礎を作らしむるを以て目的とす、とあれとも、普通教育の基礎を作らしめんとせは、国家教育の主義に基き或る程度に於て強制を要すへきものなきに非す」。

iii「書房なるものは、所謂内地三十年前の寺子屋と同しくして普通教育の基礎たるに適するや否疑なき能はす」。これに関しては、「明治二十八年七月兵馬空偸の際に立つ総督府の学務部は、夙に本島の学制に対する所見を定め、此月此れか規画を確定し、各種の学校を設置する施設なりしも、曽て従来の書房を以て普通教育の基礎と為すか如きは毫も採らさる所なりしやに聞く」。

第二条は、「書房は、国語伝習所及其分教場所在地域并公学校設置区域外の地方に非されは之を設置することを得す」とする。「本案第二条の規定は、本令に於ける最大眼目」であり、その理由は、現在は「語学的普通教育を目的とし、漸次進むて文明的教育の上層に入らしめむとする」段階であり、国語伝習所及び分教場の設置や、公学校の設置が検討されている。しかし、一方で「旧弊を株守するを好む人民に対し、書房を公認し放任散漫の主義を取

Hosei University Repository

て之を公行し得せしめむ」状態である。このことは、現在、伝習所及び分教場所在地に書房が存在すると「之れに入るの子弟多くして其[国語伝習所]乙科の微々振はさる誠に慨嘆に堪へさるものなし」の状態からも明らかである。これは「所謂両立の害」である。「伝習所及分教場所在地域并公学校設置区域内に在ては、書房の設置を許さす、換言すれば、書房の子弟を駆て悉く其所、場、校に入るゝに由り否必すや入らしむへきものとするか故に、他に必要なき書房の設置を要せさるなり」。

第三条は、「書房を設置せんとするときは、校主若くは校長より左の各項を具し、弁務署長を経て県知事、庁長の認可を受く可し」とし、その項目は、「一　位置及名称、二　設置の本旨、三　学年学級の編制、生徒の年齢、四教科、課程、教授の要旨及教科の程度、教科用図書、五　教授時数、始業終業日時及休憩時間、六　入退学及出席欠席に関する事項、七　修業及試験に関する事項、八　校主若くは校長及教員の履歴、九　経費の収入支出及其細目并生徒の概数、授業料に関する事項、十　書房の略図及其坪数」とする。この項目を定めることにより、照会案第四条前半の、授業及び休憩時間を一定することを、この嘉義県案の第三条で規定することができ、照会案第四条後半の、教師の留意点については、嘉義県案第三条中の「教授の要旨」、或いは施行細則に編入することができる、と内容を詳細に検討して述べている。

この第三条は、総督の認可を明記しておらず、地方自治の拡大を主張したものといえる。

第四条は、「書房の教科及教科用図書は台湾総督に於て教育上須要と認むるときは之を指示し、加設せしむることある可し」とし、「土地の状況に依り、県知事、庁長に於て必要と認むるときは本国語の科目を加設せしむることを得。此場合に於ては、第五条に依り、教授す可し」とする。この嘉義県案の第四条の前半は、照会案の第五条を、嘉義県案第四条の後半は、照会案の第二条の「意図を詳述したもの」と、述べている。

第五条は、「書房に於て其教科に本国語の科目を設けるときは、左の細目に依り之を教授すへし」とし、その細目は「簡易なる会話及話文・言語の典則及応用、日常の会話及問答・話文普通文及日用書類」とする。

Hosei University Repository

第五条の制定理由は、「原意を拡張し、教科書に限らす、教科の加設をも命せらるゝことあるへきを規定し」、同第二項の国語科加設は、書房に「特に強制して之[国語]を教授せしむるの規定も亦必要」であり、「第一項総督と第二項地方長官と権衡を得さるか如き恐れは寧ろ地方長官に一任せらるゝも妨けなしとす」るためである。

この項目は、「国語」科の設置という書房においては、重要な問題について、地方の自治を優先するよう求めている点で非常に興味深い。

第六条は、「書房を廃止せむとするときは、其事由を具し、校主若くは校長より弁務署長を経て県知事、庁長に開申す可し」とする。嘉義県の答申では、第六条という条項を設けてはいるが、この第六条の内容は施行細則に含めるべきもので、「此規則に明定を煩すを要せさるへし」と判断している。この条項でも、総督の認可を明記しておらず、地方自治を優先する内容となっている。関連して、この答申の第三条と第六条は「若し夫れ土地人情に副はさらむことを憂ふるか如きは、認可権あるもの自ら成算のある在り裁酌料理機宜を制せさる可らさるは勿論とす」とも述べている。

第七条は、「本令の施行に関する細則は県知事、庁長之を定む」とする。この条は、照会案の第七条の「但た可しの二字を削除」したものである。

長文で詳細な意見を述べている嘉義県の答申は、「要領」には、わずかに「義塾は現今実在せざるにつき、単に書房としたし」、「第一条普通教育の基礎と云へる文字を省く事を要す」、「伝習所及分教場所在地並公学校設置区域内に在ては、書房の設立を許さざる事とし」の三点にまとめられるのみである。

（9）再度、後藤民政局長より督促を受けて、最後に提出された答申は、宜蘭庁長西郷菊次郎[29]からのもので、3月15日付で提出された。宜蘭庁の答申の前半部分は、例えば「現存する書房及義塾は、多少の文字ある者か一年僅かに二、三十円乃至四、五十円の収入を目的とし、自己の糊口の資を助くるか為めに設けたる家塾たるに過きされは、其矯陋不完全なる多言を要せす」という批判や、書房は衰退の一途を辿っている、という現状を述べるのみである。

Hosei University Repository

i 「之を以て本島普通教育の基礎を形くるの機関に充つることは蓋し為し難きに似たり」。
ii 「帝国語」加設や授業時間を一定する等の条項を削除して、単に第五条の規定を存して、「即ち漢訳したる帝国及万国小歴史地理其他簡易なる教育上須要と認むる教科書を編纂し、之を各書房及義塾に頒布し以て生徒必修の教科書と相定め」ることによって、「日本的精神を涵養し、智徳を啓発せしむるに於て幾分の裨益あるへき」。
iii 「現在する所の書房及義塾の普通教育の基礎たるに適せさるは前条に開申したる如くなれは別に国語普及の機関を設けさる可からす」。
iv 「本管内人民の負担力」に鑑みて、「一時多数の校舎を設くる如きは元と民力の耐ゆへからさるの所なるを以て漸次其規模を拡張するの方針を採らるゝに於ては其効果必す大に観る可きものあらんことを信する」。

但書では、「毎週数時間は特に台湾語を」教授することを主張している。

宜蘭庁長の答申は、「要領」には、「書房を以て本島普通教育の基礎を形くるの機関に充つる事能はす」、「其他には別に異議なきか如し」の二点にまとめられている。

以上、総督府の照会案の諮問に対する各地方長官の答申をみてきたが、これらの答申を参照して、府令が制定される。府令の内容をみるまえに、照会案の内容に即して、各地方長官の答申みてみよう。

三　照会案と各地方長官の答申にみる書房義塾の諸問題

各地方長官の答申は、照会案の、①規程の目的、②「国語」の加設、③「国語」の教授細目、④授業時間及び休憩時間の一定化・教師の留意点、⑤教科書、⑥「国語」の加設認可、⑦施行細則、について述べられたものと、その他の具体策を述べたものがある。

まず、①規程の目的には、嘉義県から、「普通教育の基礎」を築くには、「国家教育の主義」に基づく「強制を要す」ため、書房に対しては不適当という理由から、「普通教育の基礎を」という記述を削除するよう求める意見が出ており、宜蘭県からも書房を「本島普通教育の基礎を形づくるの機関に充」

Hosei University Repository

てることは不可能との意見が出されている。これらの意見は採用されて、「書房規程」（府令）第一条で「漸次公学校の教科に準せしめ、併せて風儀を矯正するを以て目的とす」と、修正された。また、①は書房の改良を前提としているが、この点について鳳山県は、書房の合併を主張しており、台北県は、書房の改良よりもむしろ公学校を設置する努力をすべきと主張している。

②「国語」の加設には、「行われ難し」（台北県）という否定的な意見が出された。教育の基礎に欠かせない教科として、算術を加えるよう主張する意見（新竹県）もあった。算術の加設は採用され、「書房規程」（府令）第二条に追加されている。

③「国語」の教授細目には、算術を加えるよう主張する新竹県から、「国語」と算術の教授の方法は、細則を規定しても現状では「無意味にして、徒に倦厭の情を惹起せしむるに過ぎ」ないため、綱領のみを規定すべきである、という厳しい意見が出された。宜蘭庁からも「「帝国語」や授業時間を一定する等の条項を削除」するよう求める意見が出された。これらの意見は採用され、府令では、照会案で第三条に規定されていた教科目細則は削除されている。

④授業時間及び休憩時間の一定化・教師の留意点には、「運動を奨励し」と追加するよう求める意見（新竹県）が出されたが、採用されなかった。この項目については、他の県庁からは、特に意見は出されていない。

⑤教科書は、「生徒必修の教科書を定むることは適当」（台北県）と肯定する意見がある一方で、使用中の教科書で「教育上不穏当と認むるものは、その使用を停止」することを求める意見（新竹県）も出ている。関連して、台南県知事磯貝から照会案の諮問よりも前に提出された具申書でも「不穏当の箇所は之を訂正し、同時に漢文読本の編纂を行」うべきであるとの意見が出され、また、同じく台南県からの照会案への答申では「漢文で本邦の国体等を記載せる書を頒布」する案が出されている。これらの答申よりも先に、伊沢修二らによって、公学校向けの、台湾適用の教科書の編纂や参考書の選定が着手されていた。書房向けには、書房用参考書が出版されており、結果的には、これらの意見も採用されたといえる。

⑥「国語」の加設の認可には、「本国語を教授する書房には、補助金を与ふる

Hosei University Repository

事」（台南県）とする意見が出ている。これは先の藤田答申と同様の意見である。この意見は「書房規程」（府令）第八条に規定される。しかし、実際には「国語算術を加設し、優秀な成績を挙ぐる書房義塾には、補助金を下付する予定であったが、その後、別に国語、算術を加設せるものなく、従って補助金交付も実現を見るには至らなった」(30)。

⑦施行細則を地方長官に委ねる点については、反対意見は皆無であったが、「府令にては単にその大体上の事を定め」るに止めること（台南県）、という意見があった。この規程は、「書房規程」（府令）第九条となった。各地に存在する書房の細則は、地域に委ねることが適当と判断されたものと考えられる。但し、府令には「台湾総督に報告すへし」という規定が追加されており、総督の権限が強化されている。

照会案に規定されていない事項についての具体策には、次の意見がある。

①国語伝習所の卒業生を書房の教師にする案が、複数の県庁（台北・台中・鳳山・台東）から出されている。しかし、府令では規定されなかった。「書房規程」は、書房の改良を目的としているが、将来的に、伝習所の卒業生を書房教師として養成する予定はあっても、現状では、それを実施することは、地域住民の反発が十分予想されることから、おそらく時期尚早と判断されたと推測できる。

②「内地人の教員」を「巡回教員」または「監督教員」として「土人教員の上に置き」書房の改良を促す案が、台中県から出ている。この案も採用されていない。内地人教師と現地人教師との間に格差を設けることは、現地人教師はもとより、地域住民からの反発も想像に難くないため、採用されなかったと考えられる。

③「我母国を追慕するの観念を発起する」（澎湖庁）、「敬意を表せしむ」（新竹県）ために、祝祭日を休業にする、という案もあった。祝祭日の休業については、府令には明記されなかった。しかし、公学校規則では祝祭日の休業は規定されている。「書房規程」の目的から「普通教育の基礎を作る」ことを省いたために、この案は採用されなかったと推測される。

④「伝習所及分教場所在地竝公学校設置区域に在ては、書房の設立を許さざ

Hosei University Repository

る事」とする意見（嘉義県）のように、競合関係を生み出さないように主張しているものもある。

⑤書房の設置廃止規則を届出制にする案は、新竹県から出ている。この案も採用されなかった。「書房規程」では、あくまで従来の教科目に、「国語」と算術を加えることが重視されており、教科目を加える場合には、届出が必要ということを規定したと考えられる。

⑥「書房義塾に関する規程」という標記について、「義塾は現今実在せざるにつき、単に書房」と修正する（嘉義県）、という意見が出ていた。しかし実際には、民間の義塾も存在していたため、規程の標記が修正されることはなかった。

⑦地域間格差のある現状では、府令などによる一律の規制は、却って学事の妨げになるためという理由から、規程の制定に反対する意見（台南県）が出されている。この意見は、「書房規程」の制定そのものを否定することになるので、採用されなかったと考えられる。あるいは、この意見は、府令などによる規制ではなく、各地方に一任するという、地方自治の拡大ともみなされ得る意見であり、そのために採用されなかったとも考えられる。

⑧「書房規程」では、第七条に「報告義務」が明記されている。この規程については、報告の義務を負うことは含まれていないが、書房の設置に際して、認可を受ける必要のある事項を列記した意見（嘉義県）が出されている。その必要事項中、「六　入退学及出席欠席に関する事項」のうち「入退学」が、「三　学年学級の編制、生徒の年齢」のうち「生徒の年齢」が、「四　教科、課程、授業の要旨及教科の程度、教科用図書」が、「学業の進度」として、第七条の規程となったのではないかと推測される。

照会案に対する各地方長官の答申は、公学校の設置に際して、書房を改良することには肯定的な意見が多かったが、改良の内容については、各地方の事情に沿った多様な意見が出された。各地方長官の意見で共通しているのは、地域住民の反発が予想されるような事項に関しては、配慮を求めていることである。

照会案への答申を催促する文書が二度も出され、すべての地方長官から答

Hosei University Repository

申を得ていることからもわかるように、総督府の学務課は、地方長官の意見を重要視していた。地域住民の負担が前提である公学校の設置には、書房の対策が不可欠であり、そのためには、地域の状況を把握することが最重要課題であったのだろう。

第三章　「書房義塾に関する規程」（府令）の制定

各地方長官の意見は、「書房規程」（府令）に、どの程度反映されたのか、あるいは反映されなかったのかについて、照会案から実際の府令はどう変化したのかを考察することによって、みてみよう。

1898年9月26日に立案され、11月8日に決定が下され、同月10日に、「書房義塾に関する規程」（府令第104号）が発布された[31]。

照会案と府令との大きな違いは、「書房規程」の目的、「指揮監督」、「補助金」、「施行細則」にみられる。第一条で規定している規程の目的について、照会案では「書房義塾を改良し、漸次普通教育の基礎を作る」と、普通教育の基礎作りを規定しているが、府令では「書房義塾を改良して、公学校の教科に準拠させ、風儀を矯正する」ことを定めている。

教科目については、照会案では「本国語」のみの加設を規定しているが、府令では、「国語」だけでなく、算術を加えることが規定されている。

照会案では、教科目細目が規定されているが、府令では削除されている。この規定に関しては、先にみた桜井新竹県知事や、西郷宜蘭庁長の意見が出されており、また、磯貝台南県知事が、「府令にては単に大体上の事を定め」ることを主張する、府令全体についての意見が「要領」に収録されており、これらの意見が採用された可能性が高い。

授業管理及衛生は、照会案（第四条）で「授業時間及休憩時間を一定して」と規定しているが、府令（第三条）では「授業時間を一定して」と、修正されている。この修正も、詳細は定めず大枠の方針のみを規定するよう求めた磯貝台南県知事の意見や、桜井新竹県知事、西郷宜蘭庁長の意見が反映して

Hosei University Repository

いると考えられる。

教科書については、照会案（第五条）と府令（第六条）に変化はみられない。

教科目の認可は、照会案（第六条）では「本国語」のみを規定しているが、府令（第五条）では、算術が追加されている。

指揮監督の項目は、照会案には規定されておらず、府令で、弁務署長の権限と規定している（第六条）。この規定は、「書房を公認し放任散漫の主義」が横行していると現状をうったえた磯貝嘉義県知事や、「内地人教師」に書房の監督をさせるという、村上台中県知事の意見が反映されている可能性がある。

第六条の規定によって、府令（第七条）では「書房義塾の塾主は毎年三月三十一日までに、前期開学中に於ける生徒の入退学及年齢父兄の職業竝学業の進度を調査し、弁務署長に報告」すること（第七条）、という規定が追加されている。

照会案には規定されていないが、府令（第八条）では「特に優秀なる書房義塾には補助費を支給」することが規定されている。この規定は、磯貝台南県知事の意見を反映したものと考えられる。

施行細則は、照会案（第七条）では、県知事庁長が規定する、と定めているが、府令（第九条）では、「台湾総督に報告」することが追加され、台湾総督の権限が強化されている。

このように、照会案を基に、各地方長官の意見などを加えて、府令が制定された。

この規程と同時に、後藤民政局長から「本年［明治三一年］十一月府令第一〇四号を以て書房義塾に関する規程被相定候処、其の第七条に依り学業の進度を報告せしむるは専ら国語算術竝必修教科目の進度を報告せしむる精神に有之候条」と通牒が発せられた。この通牒は、各地方長官の判断で、「学業の進度」を高めるために、急進的な行動をとることがないよう牽制したものと考えられる。地域住民の子弟の就学率が圧倒的である書房を、急激に「改良」することで、住民の反発をまねく恐れに配慮したためと推測される。

Hosei University Repository

「書房義塾規程」（府令）は、書房をその形は残しながら、その中身を公学校の教育内容に準じるように規制することで徐々に、公学校への一元化をはかることを明記した最初の規定であった。1922年（大正11）6月27日、「私立学校規則」（府令第138号）が制定され、「書房規程」（府令）は同規則に組み込まれて廃止される。しかし、書房を規制しながらも逆に、授業時間や開校時期などを書房の慣例に従うという、いわば公学校が規制されるという相互連関も生じた[32]。公学校設置後も書房への就学者数は衰えることなく、公学校の就学率が1割を超えるには、20年を経なければならなかった。このことからも公学校が容易には台湾社会に受入れられなかったことがわかる。

結びにかえて

日本が初めて領有した植民地台湾において、初等教育政策が成立する過程で、日本側当局者が直面していた問題は多様であった。初代学務部長伊沢は、「新領土」の「新国民」を形成すべく、漢民族系住民の子弟への初等教育機関を構想する。伊沢構想は、財政的な問題と、「国語」の普及を同時に解決するために、公学校として結実する。公学校が設置される過程において、旧来の初等教育機関である、書房や義塾への対策は避けては通れない問題であった。民費負担を原則とした公学校にとっては、学校運営費を捻出するために、生徒の多くを確保する必要があった。しかし、書房への就学生徒の数が圧倒的に上回っていたからである。そこで、「書房義塾に関する規程」（府令）の制定がはかられる。

「書房規程」の照会案から、実際の規程（府令）への制定過程をふりかえってみると、例えば、公学校令（勅令）の制定と同様のプロセスを経ていることに気づかされる。

公学校令（勅令）の制定過程においては、学務課における公学校令案（照会案）の立案、各地方長官への諮問、答申を受けて、公学校令案（勅令案）が立案され、稟申を経て、最終的に公学校令（勅令）が制定される。

Hosei University Repository

「書房規程」（府令）の制定は、学務課において書房義塾に関する規程案（照会案）が作成され、各地方長官への諮問、答申を受けて、「書房規程」（府令）が制定されている。府令という形式をとる後者の方は、いわゆる稟申を経ずに制定されるが、いずれの事例にも共通してみられるのは、各地方と総督府とのすり合わせの中から、国家の政策が決定され、その結実として勅令や、府令が制定される過程である。

明治以来の日本の政府組織は、天皇を中心とする太政官制度から内閣制度へと変遷してきたが、「この外観は、マックス・ウェーバーのいう近代的官僚制の特徴のひとつである階統制（hierarchy）である。階統制は、組織の頂点にある長官または上級官吏の決定・命令が、そのまま組織のあらゆる職位を通過して末端にまで到達するピラミッド的な体系である。ところが、わが国では、この命令の系統は、稟議制によって、むしろ逆の方向へ流れているのである、そして、この逆の方向を支えているのが、個々の行政機関における家族的共同体の関係である」(33) という指摘がある。

本稿で考察してきた「書房規程」の制定過程は、植民地における政策決定のプロセスの典型が、稟議を経ない事例に関しても、日本本国から総督府へ、総督府から各地方へ、というトップダウンによるものではなく、いわばボトムアップによってなされている、という実証性を高めたといい得ると考えている。

今後の展望としては、総督府の政策及び教育制度の変遷のみに着目するのではなく、植民地教育の政策過程に影響を及ぼすこととなる現地住民の「教育熱」というものと、公学校との関係、そして旧来の教育機関である書房義塾との関係を考察する必要がある。さらに、台湾の植民地統治初期に決定された教育政策の、その後の展開を通史的にみていく必要もある。そうすることにより、統治初期の教育政策の形成における旧来の教育機関との関係を植民地教育史全体の中に位置づけることが可能となると考える。

【付記】本稿作成にあたり、国史館台湾文献館館長劉峰松氏をはじめ陳文添氏ら各研究員に史資料の閲覧の便宜をはかっていただき、特に、同館秘書廖

Hosei University Repository

春金氏には公私にわたりお世話になりました。記して感謝申し上げます。

なお、本稿は、国史館台湾文献館編『台灣文獻』第56号第2期（2005年6月）に中文で掲載された拙稿「「書房義塾相關規程」（府令）之制定過程－與台灣公學校設置之關連－」に、若干の加筆修正を行なった日文版である。

注

（1）通史的な研究としては、主に、呉文星「日拠時代台湾書房之研究」（『思與言』第16巻第3期、1978年）、呉宏明「台湾における書房教育の一考察－その実態と変遷－」（京都精華大学編『木野評論』第14号、1983年3月）、教育内容の研究としては、林文龍「4 台湾的詩文社及書房教育」（『台湾的書院與科挙』常民文化出版、1999年）所収、片野英一「台湾における「書房」－その教育内容と書房教師に関する一考察－」（桜美林大学大学院研究科編『Magis』1999年）、特に漢文教育を扱った研究としては、王順隆「日治時期台湾人「漢文教育」的時代意義」（『台湾風物』第49巻第4期）がある。

（2）代表的なものとして、伊能嘉矩『台湾文化志』中巻（1928年初版、刀江書院復刻版、1965年）、台湾総督府編『台湾教育志稿』（1902年初版、大空社復刻版、1998年）、佐藤源治『台湾教育の進展』（1943年初版、大空社復刻版、1998年）がある。

（3）台湾公学校の概略については、次の通りである。1898年、国語伝習所乙科（幼年者対象。甲科は、青年者対象で主に通訳養成を目的とする。）を前身とし、街庄社または、数街庄による公立学校として設置される。主に漢民族系住民の子弟を対象とする。同年の台湾公学校規則によれば、生徒は年齢8歳以上14歳以下、教科目は修身・「国語」（日本語）・作文・読書・習字・算術・唱歌・体操、修業年限は6年である。以下、公学校と略記する。

（4）台湾公学校令（勅令）の制定過程については、別稿「植民地台湾における初等教育政策の成立－台湾公学校令（勅令）の制定過程を中心に－」を用意している。

（5）「台湾の公学設置に関する意見」（上伊那郷土館所蔵「伊沢修二関係資料」所収）。本稿では、史料引用に際し、原則として旧漢字を新漢字に、片仮名を平仮名に改め、適宜句読点を付し、補足説明には[　]を使用した。また、原文には現在では不適切な表現もあるが、歴史的な用語としてそのまま引用した。

（6）台湾教育会編『台湾教育沿革誌』（同会、1939年）、969頁。以下、『沿革誌』と略記する。

（7）教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第11巻（龍吟社、1939年）1頁。

（8）『教育時論』（明治35年5月15日付）。

Hosei University Repository

(9) 李園会『日本統治下における台湾初等教育の研究』上巻、22頁。

(10) 前掲書、伊能、55頁。

(11) 伊沢は、1897年7月29日に台湾総督府学務部長を非職となった後、翌月27日付で高等教育会議議員になり、同年秋の帝国教育大会における演説を行った。その内容は「新版図人民教化の方針」と題され、信濃教育会編『伊沢修二選集』(信濃教育会、1958年、632〜641頁) に収録されている。

(12)「台北県及各支庁管下学事視察復命書」(国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治二十九年、永久乙種、第十七門、教育及学術 (請求番号00100・24)、所収)。以下、木下復命書と略記する。

(13) 児玉喜八：1853年 (嘉永6) 生まれ。薩摩藩出身。西郷家に生まれるが、児玉源之丞 (天雨) の養嗣子となる。86年高等師範学校書記。89年沖縄県尋常師範学校長補。90年沖縄県尋常中学校長兼任。95年の「沖縄県尋常中学ストライキ事件」時の校長 (県学務課長兼任) であったが転出し、96年台湾総督府民政局学務部教務課長。翌年学務部長、改組により学務課長心得、98年学務課長。1900年休職。沖縄県・山形県等の視学官を歴任。1912年死去。(児玉利彦氏所蔵「履歴書」、「児玉喜八氏逝く」『鹿児島新聞』(1912年6月5日付)、『沖縄大百科事典』(128頁) より作成。)

(14) 児玉復命書は、1898年1月12日に立案され、3月17日閲了している (国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治三十一年、永久乙種、第二門、官規官職、出張 (請求番号00262・34)、所収)。伊沢から児玉への引継ぎについては、拙稿「「琉球教育」と台湾における植民地教育—日清戦争前後の学務官僚児玉喜八の動向を中心に—」(『沖縄文化研究』第28号、2002年3月) を参照されたい。

(15) 藤田捨次郎の履歴は、管見の限り詳細は不明である。国立公文書館所蔵「叙位」大正十三年、巻二十七 (2A・16・叙798) 及び「任免」大正十三年、巻八 (請求番号2A・19・任B1161) を総合すると、答申を作成した時点では、陸軍の通訳であったと推定される。

(16) 前掲書、『沿革誌』、219頁。

(17) 前掲書、220頁。

(18) 国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治三十一年、永久甲乙種、第十七門教育及学術 (請求番号00316・24)。本稿では、国史館台湾文献館所蔵の史料を引用しているが、同照会案 (コンニャク版) は、水沢市立後藤新平記念館所蔵「後藤新平関係文書」(請求番号R32・7・87・4) にも、児玉源太郎宛伊沢修二報告書中の「台湾教育施設之順序」とともに収録されている。同文書は、筆跡から伊沢自身が作成したものと推測されるが、作成日が記載されていないため、作成時期は不明である。しかし、内容から、照会案に字句の修正が施されたものであると推測できる。

Hosei University Repository

(19) 前掲、国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」(請求番号00316 - 24)。「要領」は、各地方長官らの答申を台北から順に地域別に並べ替えて収録している。なお、筆者自身による同文書のマイクロフィルムからの紙焼きの状態が悪く、判読不能な箇所があることを断っておきたい。

(20)『沿革誌』にも、「書房義塾に関する規程」への各地方長官の意見抄録が掲載されているが、これは「要領」の抜粋と推測される。

(21) 磯貝静蔵：1850年（嘉永3）生まれ。岐阜県士族。武田耕雲斎追討、戊辰伏見の役に参加。68年頃、大垣政事堂監督兼書記、横浜税関在勤、神奈川県大書記等を経て、内務書記官、茨城県書記官、88年頃第一部長。その後、台南、嘉義、鳳山県知事等を歴任、1900年免官。伯爵戸田氏共家令となり、1910年死去。(国立公文書館所蔵「公文録」明治十二年（請求番号2A - 公 - 2614)、同「任免裁可書」明治二十一年（請求番号2A - 任 - A186)、国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治二十九年、永久2種、第二門官規及官職（請求番号00102 - 43)、同「台湾総督府公文類纂」明治三十一年、永久甲種追加、第二門官規及官職（請求番号00333 - 5）等より作成。)

(22) 村上義雄：1845年（弘化2）生まれ。熊本県少参事村上久太郎の養子。74年、東京府に出仕。81年参事院に転じて議官補を務め、83年高知県書記官、内務書記官、長野、広島、新潟等の書記官を歴任。92年徳島県知事。96年台中県、台北県知事。1902年石川県知事。1910年錦鶏間祗候。没年未詳。(国立公文書館所蔵「公文録」明治十四年（請求番号2A - 公 - 2927)、同「任免裁可書」明治十八年（請求番号2A - 公 - 4060)、同「叙位裁可書」明治四〇年（請求番号2A - 叙 - 253)、国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治三〇年、永久甲種、第二門官規及官職（請求番号00128 - 71）等より作成。)

(23) 相良長綱：1847年（弘化4）生まれ。鹿児島藩士族。戊辰戦争時、薩摩藩兵の身分で従軍し、函館まで転戦した。71年には陸軍大尉となり、74年の「牡丹社討伐」に従軍し、75年依願免本官。85年農商務省御用掛となり、外務省御用掛を兼任。86年高等師範学校幹事となり、沖縄県尋常師範学校、学務課長を兼任。88年免兼官。90年非職。95年陸軍省雇、台湾総督府雇に転じる。翌年台南県支庁長となり、台湾総督府国語伝習所長心得、台東支庁長を兼任。97年台東庁長となり、台東国語伝習所長兼任。1901年台湾臨時土地調査局事務官兼任。03年文官懲戒令により非職（部下の汚職による)。1904年死去。(国立公文書館所蔵「公文録」明治十八年、一八三巻（請求番号2A - 公 - 4078)、同「公文類纂」明治三十七年、第一巻、内閣一（請求番号2A - 類 - 779)、国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治二十八年、永久追加、第二門官規及官職（請求番号00053 - 1）等より作成。)

(24) 木下周一：1851年（嘉永4）生まれ。佐賀藩士族。72年頃文部、陸軍両省の留学生

Hosei University Repository

として独逸に渡る。74年司法省に出仕。翌年陸軍省出仕を兼ねる。81年会計局に勤務。83年参事院議官補時に商法編纂委員。後に内閣法制局参事官。88年法律取調報告委員。93年内閣恩給局審査官を兼ねる。94年山形県知事。97年台湾鳳山県知事、翌年台中県知事。1903年埼玉県知事。05年大分県知事。1907年死去。(国立公文書館所蔵「任免裁可書」明治二十一年（請求番号2A‐任‐A177)、同「任免裁可書」明治三十八年（請求番号2A‐任‐B412)、国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治三〇年、永久甲種、第二門官規及官職（請求番号00128‐71）等より作成。)

(25) 桜井勉：1843年（天保14）生まれ。但馬国出石藩士桜井一太郎の長男。号は児山。備後に遊学、白石素山に学び、後に上京、中村正直に学ぶ。68年藩の貢士。松山県権参事、租税権助地租改正局、内務省地理局長。89年徳島県知事。94年兵庫県より自由党員として選出され衆議院議員。97年山梨県知事。同年台湾新竹県知事。98年依願免官。1902年内務省神社局長依願免本官。07年、錦鶏間祗侯。同年、渡台して新竹製脳会社を組織して社長に就任。1931年死去。(国立公文書館所蔵「公文録」明治十四年（請求番号2A‐公-3186)、同「任免裁可書」明治二十四年（請求番号2A‐任‐A248)、同「公文雑纂」明治二十八年（請求番号2A‐纂‐361)、国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治三〇年、永久甲種追加、第二門官規及官職（請求番号00225‐3）等より作成。)

(26) 橋口文蔵：1853年（嘉永6）生まれ。鹿児島藩士族。79年米国留学中、官費生となり、農学博士。米国尉官となるが、81年帰国。翌年農商務省御用掛となり、84年農商務少書記官、86年北海道庁理事官。翌年同庁旧紋別製糖所会計主務。88年札幌農学校長就任。同年頃墨西哥国を探検。95年台湾総督府民政局殖産課長、96年台北県知事。1900年台北県知事非職後、日本麦酒株式会社監査役に就任。1903年死去。(国立公文書館所蔵「任免裁可書」明治十九年（請求番号2A‐任‐A105)、同「任免裁可書」明治二十二年（請求番号2A‐任‐A209)、同「公文雑纂」明治三十三年（請求番号2A‐纂‐512)、国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治二十八年、永久追加、第二門官規及官職（請求番号00053‐1）等より作成。)

(27) 冨田禎二郎：1848年（嘉永元）生まれ。山口藩士族。66年英国留学。74年帰国後、同年9月補勧業寮へ出仕し、翌年には米国博覧会御用掛となる。76年英国出張。77年1月勧業寮廃止により内務省一等属となるが同年8月依願免本官。80年内務省傭となる。翌年判事。83年司法省少書記官に転任し、98年澎湖庁長。翌年1月非職。没年未詳。(国立公文書館所蔵「公文録」明治十七年、(請求番号2A‐公‐3866)、同「任免裁可書」明治三十二年（請求番号2A‐任‐B199)、国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治三十一年、永久追加、第二門官規及官職（請求番号00334‐62）等より作成。)

Hosei University Repository

(28) 磯貝は、1898年3月19日付で嘉義県知事を兼任している。国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治三十一年、永久追加、第二門、官規官職、進退（請求番号00332・64）。

(29) 西郷菊次郎：1861年（文久元）生まれ。鹿児島藩士族。西郷隆盛の長男（母は愛加那）。72年米国留学。80年再度米国留学、86年交際官試補となり、89年帰国。翌年外務省外交官試補となり、駐米日本公使館に勤務。2年後帰国。農商務省に出仕し、宮内省式部官に転任。日清戦争後、台湾総督府外事課に転じ、澎湖島、淡水、基隆の各支庁長を歴任。97年宜蘭支庁長。1902年臨時台湾土地調査局事務官を兼任。同年依願免本官。04年京都市長就任。12年退職。1928年死去。（国立公文書館所蔵「任免裁可書」明治三〇年（請求番号2A・任・B135）、同「叙位裁可書」昭和三年（請求番号2A・叙・963）、国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治二十八年、永久追加、第二門官規及官職（請求番号00053・1）等より作成。）

(30) 前掲書、『沿革誌』、975頁。

(31) 国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府公文類纂」明治三十一年、永久甲種、第十七門教育及学術（請求番号00255・22）、「官報」（明治31年11月25日付）。

(32) 『沿革誌』によれば、公学校の開校時期は、2月1日と定められたが、それは書房が旧正月を開校時期と定めていたことにならったものであり、また、昼食時の休憩時間を2時間と定めたのは、台湾では冷食をとる習慣はなく、生徒が帰宅して昼食をとるために設けた時間であった。公学校の教科目に、漢文が加えられたことも書房にならったものである。なお、伊沢構想に始まり学務課での構想を経て、公学校規則（府令）が制定される過程については、拙稿「台湾統治初期における植民地教育政策の形成－伊沢修二の「公学」構想を中心として－」（『日本植民地研究』第15号、2003年6月）を参照されたい。

(33) 辻清明『新版　日本官僚制の研究』（東京大学出版会、1969年初版、1995年13刷）、163頁。